

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	埼玉医療福祉会看護専門学校
設置者名	社会福祉法人 埼玉医療福祉会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門	看護学科(1・2年生)	夜・通信	9	9	
	看護学科(3年生)	夜・通信	9	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 令和5年度1・2年生は新カリキュラム3年生は旧カリキュラムによる授業を実施					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	埼玉医療福祉会看護専門学校
設置者名	社会福祉法人 埼玉医療福祉会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	<p>〈主な評価項目〉 ①教育理念 ②学校運営 ③教育活動 ④学修成果 ⑤学生支援 ⑥教育環境⑦学生募集と受入れ ⑧財務 ⑨法令の遵守 ⑩社会貢献・地域貢献</p> <p>〈評価委員会の構成〉 定員を4名とし、臨地実習施設の看護部長、設置母体の看護部長、設置母体の法人事務局長、同窓会会長（卒業生）の4名で構成し任期は2年間</p> <p>〈評価の結果の活用法〉 学校内で評価した自己評価結果をもとに、学校関係者評価委員会を4月に開催する。学校評価委員会は提言内容を責任者である校長に報告する。報告を受けた校長は、提案された内容をもとに具体的な取り組みに反映させるべく改善案を方策し、6月頃ホームページで公表する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
法人事務局長	2022. 4. 1～2024. 3. 31	設置法人の事務統括者
実習施設看護部長	2022. 4. 1～2024. 3. 31	本校と別法人の臨地実習施設の看護部長及び看護系講義の非常勤講師の所属の管理者
実習施設看護部長	2022. 4. 1～2024. 3. 31	本校法人の臨地実習施設の看護部長及び看護系講義の非常勤講師の所属の管理者
同窓会会長	2022. 4. 1～2024. 3. 31	本校卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	埼玉医療福祉会看護専門学校
設置者名	社会福祉法人 埼玉医療福祉会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)の作成では、非常勤講師が担当する科目は、主に埼玉医科大学の各講座の教授の推薦をうけた講師に講義とシラバスの作成を依頼しています。その際、科目名、単位数(時間数・回数、講義時間:90分/回)、講義時期、授業の目的、科目到達度、内容、授業方法(講義、演習、PCの活用等)、評価方法(時期、評価方法、評価基準、試験回数等)、教科書・参考図書の確認と看護師国家試験出題基準や問題、当校の科目のねらいを講師に説明しています。特に病態と治療の科目においては、学生の理解を容易にするため、講師に疾病と解剖生理学のつながりを必ず授業で教授するよう依頼しています。</p> <p>当校の専任教員は、学生による授業評価結果や自己点検の結果を活かし、学習者が主体的に学習し、科目内容を理解できるよう教授方法(授業内容、方法、課題学習等)を検討しています。</p> <p>シラバスは、カリキュラム担当が記載内容を確認し、必要時修正依頼して講師と調整後、刊行物としています。</p> <p>シラバスの作成は、前期:1~2月、後期:6~7月に実施しています。</p> <p>シラバスには学生が予習、復習できるような内容(到達目標、評価基準)、単位認定(評価)基準を記載しております。ホームページ上にシラバスを掲載しました。</p> <p>公表時期は、前期分:4月上旬(開校前)、後期分:8月下旬とします。また、実務経験のある教員の科目については、4月に掲載します。(前・後期分を含む)</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html

<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>「学則」及び「学習の評価及単位認定・卒業認定に関する細則」に単位の修得について定めています。試験には定期試験(前期:9月、後期:1~2月)、終講試験(科目終了後に実施)、追試験、再試験(本試験の得点が60点以上を満たなかった場合に実施)があり、それぞれに受験資格があります。</p> <p>受験資格は、当該科目の出席時間数が規定時間数の3分の2以上であることと定め、受験資格の査定は学生・講師・教員が確認し試験を受けさせています。試験方法は筆記、口述、レポート、実技などです。</p> <p>成績評価は100点満点の点数として80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDで表し、A,B,Cは合格、Dは不合格です。評価がC以上の合格者に単位認定をしています。臨地実習の評価も科目認定と同じ基準としています。各単位の実習において5分の4以上の出席を満たし、60点以上の成績で単位認定としています。臨地実習も60点以下の評点の場合や実習時間が規定時間に満たない場合等、補習実習を実施しています。補習実習の方法・場所は、欠席時間、実習評価点数および実習目標の到達度合、実習態度等で担当教員が補習実習の実施について教員会議に申請しています。補習実習を認めるかどうか補習内容が適切かを教員会議で検討し決定しています。その後、補習対象者には担当教員から説明し補習実習を実施しています。なお、60点以上を認定しています。</p> <p>成績評価の方法・基準はシラバスに明示し学生に示しています。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>当校では、成績の分布状況を前期、後期、年間で算出して確認しています。方法は各授業科目の成績評価を100点満点として行います。そこから前期、後期、年間で履修すべき全科目の平均点を算出して確認しています。この数値を基に個人の修学状況や成績の分布状況を把握しています。また評価の基準として、各授業科目をA.B.C.Dの4段階で評価しています。80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDで表し、A,B,Cは合格、Dは不合格になります。</p> <p>学生への周知は、全科目(評価科目)の平均、順位を学生が確認できるよう刊行物を事務室に置き、閲覧できるようにします。</p> <p>「客観的な指標の算出方法」は、学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する細則及び学生便覧に掲載されています。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html</p>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定は、以下の通りです。

1. 学則第4章 第20条に卒業及び称号の授与について定めています。3年以上在学（在学年限6年を超えない）し、学則に定める授業科目及び単位を修得することとし、（103単位）要件を満たした者には教員会議と運営会議を経て校長が課程修了を認定します。
2. 学則第5章 第21条に教育課程、第22条に単位の計算方法、第23条に単位の授与について定めています。授業科目（講義・実習）がC以上の評価、所定の出席時間数に達した学生が単位の授与資格者となります。

3. 学則第4章 第20条の定めにより、校長が課程修了を認定した者に対して卒業証書並びに専門士（医療専門課程）の称号を授与します。

学則に定められた教育課程は、当校の教育理念、教育目的、教育目標（学生便覧：1ページ）をもとに履修すべき科目を構築しています。卒業要件を満たした学生とは生命の尊厳と人間愛を基盤とした高い倫理観を持ち、社会の変化に対応できる保健医療福祉のチームの一員として貢献する看護実践者に成長できるとしています。

また、講義だけでなく、臨地実習でさまざまな対象の看護を経験することで、知識・技術だけでなく、対象との信頼関係を構築しながら対象の個を最大限に尊重した看護が提供できる看護者としての態度を身に身につけるとしています。

ディプロマポリシー（卒業時到達目標）を以下のように定めています。

（学生便覧、1～2ページ記載）。

1. 生命に対する深い愛情と尊厳を基盤としたヒューマンケアに必要な基礎的な力を身につけることができる。
 - 1) 対象者を身体的・精神的・社会的・文化的側面から総合的に理解できる。
 - 2) 医療・福祉における看護の倫理的側面を理解しながら行動できる。
 - 3) 対象者との援助的関係を発展させながら関わるることができる。
2. 専門的な知識・技術・態度を統合して対象に合った看護過程を展開することができる。
 - 1) 対象者の全体像をとらえた情報収集とアセスメントができる。
 - 2) 情報の整理、分析・解釈・統合し、対象者の健康問題を捉えることができる。
 - 3) 科学的根拠に基づいた臨床判断ができる。
3. 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に向けた看護が実践できる。
 - 1) 対象者の健康状態をアセスメントし、健康レベルに応じた看護が実践できる。

- 2) 対象者の自立（自律）や QOL の向上を目指し、暮らしを支える看護が実践できる。
4. 保健医療福祉チームの一員としての役割を自覚し、チームメンバーとして行動することができる。
- 1) 保健医療福祉チームと良好なコミュニケーションを図り、協働・連携しながら看護が実践できる。
- 2) 地域包括ケアシステムの構造と機能及び看護師の役割について理解することができる。
5. 専門職業人として社会の動向に関心を持ち、自己研鑽し続ける力を身につけることができる。
- 1) 社会の動向に関心を持つ姿勢がある。
- 2) 看護者として自己成長するための将来像（キャリア開発）を準備することができる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	埼玉医療福祉会看護専門学校
設置者名	社会福祉法人 埼玉医療福祉会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.saitama-mwa.or.jp/information.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.saitama-mwa.or.jp/information.html
財産目録	https://www.saitama-mwa.or.jp/information.html
事業報告書	https://www.saitama-mwa.or.jp/information.html
監事による監査報告（書）	https://www.saitama-mwa.or.jp/information.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護学科（新カリキュラム）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	103単位	43単位	37単位	23単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			103単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		235人	0人	17人	109人	126人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画（シラバス）の作成は、科目担当が決定後、シラバス作成を講師に依頼する。外部講師では、講師の推薦を受け、講師に講義の目的、内容、時間数、評価（試験方法、時期）、国家試験出題基準などを説明し、シラバス作成を依頼し、講師より受領後、科目毎のシラバスを作成する。 シラバス（単位、時間数、講義時期、授業目的、担当講師名、授業項目と講義の概要、評価方法、テキスト）を記載し、配布している。（前期、後期）教育課程の進度表に即して年間の授業計画を立案していく
成績評価の基準・方法
（概要） 学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する細則を基準とし、科目の試験（定期試験、終講試験）、臨地実習の評価を実施している。

卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>学則第5章、教育課程、単位授与等（第23条：単位の授与、第24条：既修得単位の認定）と学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する細則（卒業認定第11条、2）、既修得単位に関する規程に基づき、科目認定試験（前期・後期試験、終講試験）が実施され、厳格かつ適正に評価を判定し単位が授与される。</p> <p>全科目（103単位）が認定後、学則第4章、第20条、2の卒業及び称号の授与）に基づき、教員会議、卒業判定会議、運営会議で検討され、校長が課程修了を認定し、卒業が決定される。</p> <p>（卒業証書・専門士：医療専門課程の称号を授与）</p>
学修支援等
<p>(概要)</p> <p>教員による個別指導・面接を実施している。外部業者（予備校等）の国家試験対策も実施している。精神的な支援として必要に応じてカウンセラーによるカウンセリングも行う。</p>

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護学科（旧カリキュラム）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	97単位	45単位	29単位	23単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		235人	0人	17人	109人	126人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>(概要)</p> <p>授業計画（シラバス）の作成は、科目担当が決定後、シラバス作成を講師に依頼する。外部講師では、講師の推薦を受け、講師に講義の目的、内容、時間数、評価（試験方法、時期）、国家試験出題基準などを説明し、シラバス作成を依頼し、講師より受領後、科目毎のシラバスを作成する。</p> <p>シラバス（単位、時間数、講義時期、授業目的、担当講師名、授業項目と講義の概要、評価方法、テキスト）を記載し、配布している。（前期、後期）教育課程の進捗表に即して年間の授業計画を立案していく</p>
成績評価の基準・方法
<p>(概要)</p> <p>学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する規程を基準とし、科目の試験（定期試験、終講試験）、臨地実習の評価を実施している。</p>

卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第5章、教育課程、単位授与等（第23条：単位の授与、第24条：既修得単位の認定）と学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する規程（卒業認定第11条、2）、既修得単位に関する規程に基づき、科目認定試験（前期・後期試験、終講試験）が実施され、厳格かつ適正に評価を判定し単位が授与される。 全科目（97単位）が認定後、学則第4章、第20条、2の卒業及び称号の授与）に基づき、教員会議、卒業判定会議、運営会議で検討され、校長が課程修了を認定し、卒業が決定される。 （卒業証書・専門士：医療専門課程の称号を授与）
学修支援等
(概要) 教員による個別指導・面接を実施している。外部業者（予備校等）の国家試験対策も実施している。精神的な支援として必要に応じてカウンセラーによるカウンセリングも行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
71人 (100%)	0人 (0%)	71人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 埼玉医科大学関連病院・埼玉医療福祉会関連病院			
(就職指導内容) インターンシップや就職説明会への参加を案内している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格 専門士（医療専門課程）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
242人	14人	5.8%
(中途退学の主な理由) 学力不足（講義、臨地実習）、学習意欲の減退、人間関係の悩み、他職種への進路変更希望が主な理由である。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 各学年に学生担当（面接担当）を決定し、学力不足のある学生指導（個別）、学習意欲の減退と人間関係の悩みに対する相談を受けている。他職種への進路変更に対し、看護師になりたいと思った時の思いを想起させ、看護の魅力を再指導し進路変更に変化がないか確認している。精神的な援助では、教員による対応だけでなく、カウンセリングの活用を促している（カウンセリングの先生と初回以降は、学生自身で先生と調整しカウンセリングを受けている）。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	360,000 円	300,000 円	施設設備費・実験実習費・ 教育実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
卒業後、直ちに本法人の指定する医療機関に就職して常勤看護師として3年間看護業務に従事できる方に奨学金を貸与しています。				
奨学金貸与額 月額3万円 3年間				
卒業後、直ちに本法人の指定する医療機関に就職して常勤看護師として3年間看護業務に従事した場合は、奨学金の返還は実質免除されます。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
主な評価項目) ①教育理念 ②学校運営 ③教育活動 ④学修成果 ⑤学生支援 ⑥教育環境 ⑦学生募集と受入れ ⑧財務 ⑨法令の遵守 ⑩社会貢献・地域貢献 〈評価委員会の構成〉 定員を4名とし、臨地実習施設の看護部長、設置母体の法人看護部長、設置母体の法人事務局長、同窓会会長(卒業生)の4名で構成し任期は2年間 〈評価の結果の活用法〉 学校内で評価した自己評価結果をもとに、学校関係者評価委員会を4月に開催する。学校評価委員会は提言内容を責任者である校長に報告する。報告を受けた校長は、提案された内容をもとに具体的な取り組みに反映させるべく改善案を方策し、6月頃ホームページで公表する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
法人事務局長	2022.4.1~2024.3.31	設置法人の事務統括者
実習施設看護部長	2022.4.1~2024.3.31	本校と別法人の臨地実習施設の看護部長及び看護系講義の非常勤講師の所属の管理者

実習施設看護部長	2022. 4. 1～2024. 3. 31	本校法人の臨地実習施設の看護部長及び看護系講義の非常勤講師の所属の管理者
同窓会会長	2022. 4. 1～2024. 3. 31	本校卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.saitama-mwa.or.jp/kango/overview/info.html
--

(別紙)			
※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。			
※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。			
学校コード	H111332600019		
学校名	埼玉医療福祉会看護専門学校		
設置者名	社会福祉法人 埼玉医療福祉会		
1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数			
	前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）	25人	24人	25人
内訳	第Ⅰ区分	10人	10人
	第Ⅱ区分	10人	10人
	第Ⅲ区分	-	-
家計急変による支援対象者（年間）			0人
合計（年間）			25人
(備考)			
※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。			
※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。			

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	-		

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)		
年間	0人	前半期		後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	-
訓告	0人
年間計	-

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	0人		
GPA等が下位4分の1	-		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計			

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。